

徳島県告示第三百十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務を株式会社あわわに委託した。

令和七年六月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十四号）第十一条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務